

2026年3月13日

株主各位

大分県大分市府内町三丁目4番1号
株式会社大分銀行
取締役頭取 高橋靖英

株式分割に関する基準日設定公告

株式会社大分銀行（取締役頭取：高橋 靖英、以下「当行」といいます。）は、2026年1月26日開催の取締役会において、2026年4月1日（水）を効力発生日として、当行普通株式1株について5株の割合で株式分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2026年3月31日（火）と定めましたので、公告いたします。

当行の発行可能株式総数については、本件株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、効力発生日である2026年4月1日（水）をもって、当行定款第5条を変更し、現行の30,000,000株から150,000,000株に変更いたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年4月下旬にお届出住所へお送り申しあげる予定です。
- 2026年4月1日（水）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることになります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
 - 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。
特別口座管理機関：三井住友信託銀行株式会社
連絡先：〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）
※受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）